

(別添3)

市町村提案事業実施要領

1 目的

市町村が身近な福祉を実現するため、地域の実情に応じて独自に実施する事業を支援するとともに、必要に応じて地域福祉総合助成金交付事業の枠組みを見直し、新たな事業として取込むことにより、より実効性のある助成制度とすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、中核市を除く市町村とする。ただし、市町村が適当と認める社会福祉法人等の団体へ全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 対象事業

次の各号にいずれも該当しない事業であって、4の(1)の選定基準を満たすこと。

ア 県が交付する補助金等の交付の対象となる事業

イ 国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業(交付税措置等の財源措置を伴って廃止された事業を含む。)

ウ 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

エ 分担金又は負担金としての市町村支出事業

オ その他知事が対象外と認める事業

(2) 対象経費

対象事業の実施に要する経費から、次の各号の経費を控除した額とする。

ア 特定財源(地方債、分担金、負担金及び寄付金、事業収入、その他収入)

イ 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費

ウ 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用

エ 地方債の償還に充当する費用

オ 食糧費

カ その他知事が対象外と認める経費

4 事業の選定方法

(1) 選定基準

ア 市町村地域福祉計画に位置付けがあり、地域の実情や住民ニーズに対応し、地域福祉の推進に資する事業であること。

イ 費用対効果等の観点から事業の有効性が認められること。

ウ 事業の独自性及び継続性があり、他の市町村への発展性が認められること。

エ その他知事が必要と認める基準を満たしていること。

(2) 選定委員会

ア 選定委員会は、健康福祉部長、健康福祉政策課長、地域福祉課長、提案事業に関する所管課長及び健康福祉部長が必要と認める者で構成するものとする。

イ 選定委員会に関する庶務は、地域福祉課が所管するものとする。

ウ 選定委員会の運営に係る事項については、別に定めるものとする。